

記 録

令 和 7 年 4 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和7年4月30日（水）

記 録

令和7年4月農業委員会定例総会議事録

令和7年4月農業委員会定例総会を令和7年4月30日（水）午後3時00分から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	7番	海野善文
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
20番	田代百合子	21番	河野美紀
22番	黒木博	23番	海野茂実
24番	伊東松実	25番	溝口一文
26番	黒木藤市	27番	黒木敬治
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

欠席委員（1名）

6番 山本孝志

事務局出席者

事務局長	寺原君保	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主事	赤木なな実

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

11番 山本 恵子

12番 黒木 耕作

日程第2

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について

議案第19号 非農地証明願いについて

議案第20号 農地のあっせん申出について

議案第21号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第19号 農地改良届について

報告第20号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

報告第21号 事務局職員の異動について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

1 1 番

1 2 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 4 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、1 1 番山本恵子委員、1 2 番黒木耕作委員を指名します。よろしくお願ひします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。最初に、議案第 1 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 2、土地の所在地は東郷町山陰、田が 5 筆で 2, 3 5 9 m²、畑が 6 筆で 6, 5 5 3 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は労力不足・耕作不便による売買での所有権移転です。所有権移転後は野菜を作付されると伺っています。

 受付番号 1 3、土地の所在地は東郷町山陰、田が 2 筆で 2 6 7 m²、畑が 1 筆で 2 3 7 m²です。譲受理由は経営移譲、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。申請地は譲受人の自宅に隣接する農地で、畑作を主に親子で農業をしたいとのことで、所有権移転後は野菜を作付けされると伺っています。

 受付番号 1 4、土地の所在地は東郷町山陰、田が 2 筆で 3, 1 5 4 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。申請地の隣接地に譲受人の田があり、所有権移転後は一体的に管理し、水稲を作付けされると伺っています。

 受付番号 1 5、1 6 は関連があるので併せて説明します。土地の所在地は美々津町、田が 1 筆で 4 4 6 m²、畑が 1 筆で 5 6 2 m²です。兄弟間の交換による所有権移転です。所有権移転後は米と野菜を作付けされると伺っています。

 受付番号 1 7、土地の所在地は平岩、田が 1 2 筆で 3, 0 1 7 m²、畑が 1 5 筆で 2, 8 6 4 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。1 筆の面積は小さいですが数筆で一枚の田や畑になっているところが多く、所有権移転後は野菜や果樹を作付けされると伺っています。

 受付番号 1 8、1 9 は関連があるので併せて説明します。土地の所在地は富高、田が 5 筆で 2, 2 4 1 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。申請地の隣接地に譲受人の田があり、所有権移転後は一体的に管理し、乾田にした後、野菜を作付けされると伺っています。

 受付番号 2 0、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 1 4 5 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移転後は野菜を作付けされると伺っています。

 全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

 以上 9 件皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号 1 2 担当の 2 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 0 番委員 2 0 番委員です。問題ありません。

議長 番号 1 3 担当の 1 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 5 番委員 1 5 番委員です。譲受人ですが、昨年東郷の方に移住されてきた方で、娘とお母さんと 2 人で生活なんです、家のすぐ近くがこの田んぼと畑ということ

記 録

- で、この前お会いしまして現地も確認しました。特に問題ありません。
- 議長 番号14担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 23番委員 23番委員です。問題ありません。
- 議長 番号15及び番号16担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 21番委員です。問題ありません。
- 議長 番号17担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 30番委員です。現地は既にかなり荒れてきていて、譲渡人の方に大丈夫かと聞いたところ、なんとか頑張ってみますとお話しを頂いておりますので、大丈夫だと思います。
- 議長 番号18及び番号19担当の18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 18番委員 18番委員です。問題ありません。
- 議長 番号20担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。問題ありません。
- 議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号については許可することに決定します。次に、議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号3、土地の所在地は平岩、畑が1筆で281㎡です。転用目的は通所障がい児童施設と駐車場で、議案書に追認とありますとおり既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、農地法の申請が必要な事を知らずに平成初期頃から譲渡人の父が作業小屋として使用していたとのことで、始末書が出されています。周囲に転用により影響を与える農地はありません。また、第2種農地の許可基準に該当し、資力の証明等も提出され、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます
- 受付番号4ですが、提出日と締切日が重なったため、期日までに残りの書類を提出するという条件付きで受付をしましたが、書類が揃わなかったため、今回の審議は保留とさせていただきます。書類が揃い次第、直近の総会で審議をしたいと思っております。
- 以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 番号3担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 30番委員です。問題ありません。

記 録

議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号については承認することに決定します。次に、議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号4から7は関連があるので併せて説明します。土地の所在地は富高、畑が6筆で1,235㎡です。賃貸借権と使用貸借権による権利設定で、期間は令和7年6月1日から2年間です。

受付番号8、土地の所在地は富高、田が7筆で2,724㎡です。賃貸借権による権利設定で、期間は令和7年6月1日から10年間です。

受付番号9、土地の所在地は富高、田が2筆で1,703㎡です。既に集積済みで耕作者変更となっています。期間は令和7年6月1日から令和9年11月30日です。

以上6件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号については原案のとおり承認することに決定します。次に、議案第19号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号6、土地の所在地は幸脇、畑が3筆で2,736㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。

受付番号7、土地の所在地は幸脇、畑が3筆で28,831㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。

受付番号8、土地の所在地は平岩、畑が1筆で138㎡です。申請地は墓地となっており、証明内容どおり農地法施行以前から、墓地として利用されてきました。

受付番号9、土地の所在地は平岩、田が1筆で294㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。

以上4件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号6及び番号7担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。

27番委員 27番委員です。問題ありません。

議長 番号8担当及び番号9担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。

- す。
- 30番委員 30番委員です。8についてはそれこそ百何十年前からずっとお墓だったということで、これをどうこうするのは無理です。9についてもここに書いてあるとおり、農地として復活する見込みはありません。問題ないと思います。
- 議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号については、証明書を交付することに決定します。次に、議案第20号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号1、土地の所在地は塩見、田が4筆で2, 209㎡、畑が4筆で713㎡です。所有者は体調不良で耕作できず、後継者もないことから、貸したい又は売りたいとの申出がありました。
以上1件、皆さまのご審議をお願いいたします。
- 議長 ここで、農地部会長から報告をお願いします。
- 農地部会長 はい。農地部会より報告したいと思います。本日14時半から農地部会を開きまして、この案件のあっせんについて、あっせん委員を決めたいということで、この申請者の同地区であります6番山本孝志委員、28番黒木豊喜委員にお願いしたいということで話がまとまりました。よろしく申し上げます。
- 議長 事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、6番山本孝志委員、28番黒木豊喜委員をあっせん委員とすることに賛成の委員は挙手をお願いします
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員には御苦勞ですが、よろしく申し上げます。最後に、議案第21号令和7年度最適化活動の目標の設定等についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。すみません。ここで議案書の訂正をお願いします。32ページの非農地証明の申請位置図ですが、8番と9番が入れ替わっています。実際は申請地9と書いてあるところが申請地8番、申請地8と書いてあるところが9番になります。訂正をお願いします。最適活動の目標について説明します。38ページから41ページをご覧ください。内容は昨年度報告と同じ内容で作成しております。認定農業者数と集積率は今年度調査した数値に変更して記載をしています。簡単ではありますが、説明は以上です。よろしく申し上げます。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第21号については原案のとおり承認することに決定します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第18号から第21号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。

最初に、報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書42ページから46ページまでです。届出件数は3件、所有権の相続であり、土地は田10筆、畑12筆で面積は18,386㎡であります。

次に、報告第19号農地改良届についてです。議案書47ページから48ページまでです。届出件数は1件、土地は田6筆で面積は4,959㎡であります。

次に、報告第20号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書49ページから50ページまでです。令和7年2月の定例総会で可決した農地法第4条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。最後に、報告第21号事務局職員の異動についてであります。すでにご存じとは思いますが、4月1日付で事務局職員の異動がありましたので、報告いたします。議案書別紙3ページのとおりです。以上ご報告申し上げます。

議長 事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、報告案件を終了します。

以上をもちまして、令和7年日向市農業委員会4月定例総会を閉会します。